

(お知らせ)

定期検査中の福島第二原子力発電所 4号機における 運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成 19 年 2 月 18 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 4 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）につきましては、平成 19 年 2 月 16 日より原子炉起動中ですが、原子炉隔離時冷却系^{*1}の運転確認試験を実施していたところ、2 月 17 日午後 11 時 28 分、当該系統のタービンが停止いたしました。

このため、原子炉隔離時冷却系が動作可能な状況にないことから、保安規定第 41 条で定める「運転上の制限^{*2}」を満足していないと判断いたしました。

原因はタービン止め弁^{*3}の閉検出スイッチに作業員が誤って接触したことによるものと推定しております。

その後、本系統の運転確認試験を再度実施した結果、正常な動作を確認したため、2 月 18 日午前 2 時 11 分、「運転上の制限」を逸脱している状態から復帰しております。

今後、原因について詳細に調査いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 : 原子炉隔離時冷却系

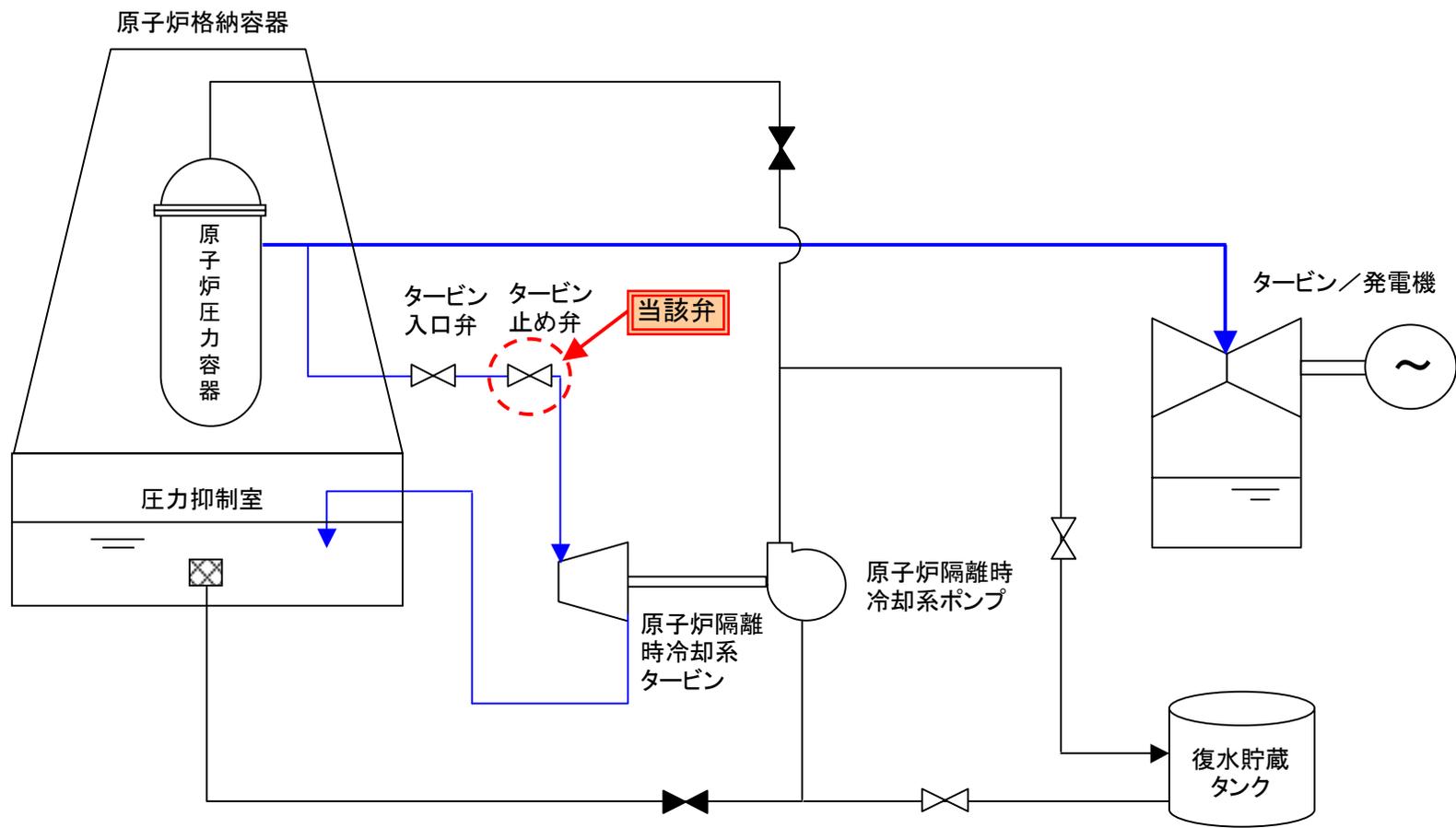
何らかの原因により、通常の原子炉給水系が使用不可となり、原子炉水位が低下した場合等において、原子炉の蒸気を駆動源にしてポンプを回し、原子炉の水位確保および炉心の冷却を行う系統。なお、本系統は非常用炉心冷却系ではない。

* 2 : 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。

* 3 : タービン止め弁

原子炉隔離時冷却系タービン駆動用蒸気を止める弁。



原子炉隔離時冷却系 系統概略図